春教指発第３５１２号

令和４年１２月９日

市内小・中・義務教育学校長　様

春日部市教育委員会教育長

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等に伴う

本市の対応について（通知）

各学校におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、日頃より適切に

御対応いただいていることに、改めて感謝申し上げます。

　このたび、文部科学省及び埼玉県教育委員会から別添写しのとおり通知がありました。

新型コロナウイルス感染症の対応が始まり、間もなく３年が経過するなか、マスクの着用

については個人の意思や考えを尊重するなど、コロナ対策が変化しつつあると捉えており

ます。

本市としましては、学校関係者における感染者数は依然多い状況にありますが、コロナ

対策の変容を鑑み、学校生活において配慮すべき事項について、限定的かつ段階的に変更

しつつ、引き続き教育活動を前に進めるべきであると考えております。

つきましては、趣旨を御理解いただき、下記のとおり適切に対応願います。

記

**１　給食指導について**

（１）対面を避けた座席配置並びに換気について、引き続き徹底する。

（２）食事中における会話は可とするが、大声での会話は控えるなど食事のマナーを守る

よう指導する。

（３）（２）については、児童生徒への事前指導を十分に行った後、令和４年１２月１９日

月曜日から開始とする。ただし、次のことに配慮する。

①感染状況等、学校の実態に応じて適切に実施する。

②校内における対応は統一する。

（学級・学年ごとに対応が異なることがないようにする。）

③再度感染が拡大した場合であっても必ずしも黙食は求めないが、感染症対策を徹底

した上で実施する。

**２　マスクの着脱について**

（１）学校におけるマスクの着用については、基本的な感染対策の一つとして重要である

ことから、児童生徒の心情に寄り添いつつ、メリハリのあるマスクの着脱が行われ

るよう指導する。

（２）身体的距離（２メートル目安）が確保できない場合や会話をする場面では、マスク

を着用するよう指導する。

（３）児童生徒及び保護者に対し、マスクの着脱については強制するものではないことを

丁寧に説明する。様々な理由によりマスクを着用できない又は外せない児童生徒に

ついては、児童生徒及び保護者の意向を確認し、校内で共通理解を図る。

（４）児童生徒等が互いの人権に十分に配慮できるよう、別添のリーフレットを配布する

等、必要な指導を行う。

**３　学習活動、部活動、学校行事について**

（１）学習活動、部活動について

・令和４年９月１日付け（春教指発第２０３４号）「２学期当初の教育活動について（通知）」により実施する。

（２）学校行事について

・スキー教室等の校外行事の実施については、目的地等の状況や児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て適切に実施する。

・校内の行事の実施にあたっては、練習や準備の段階から、内容や方法等を工夫し、

感染防止対策を徹底する。

・事前及び事後の健康観察を行い、体調不良者については参加させないなど感染防止対策を徹底する。

・卒業証書授与式については、別途通知する。

**４　学校医との連携について**

陽性者が確認された場合や、学級閉鎖等の措置についての判断の際には、これまでと同様に学校医等と十分連携する。

**５　冬季休業期間中を含む家庭における感染防止対策について**

（１）規則正しい生活習慣を徹底する（体調不良の際は外出しない、させない等）。

（２）基本的な感染防止対策を徹底する（手洗い、適切な換気、マスクの着用等）。